# 定　　款

キヤノン電子株式会社

# キヤノン電子株式会社定款　　（2021年3月26日改正）

## 第１章　　総　　則

（商　号）
第１条　当会社は、キヤノン電子株式会社と称し、英文では ＣＡＮＯＮ　ＥＬＥＣＴＲＯＮＩＣＳ　ＩＮＣ．と表示する。

（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）　各種精密機械器具の製造および販売
（２）　各種電子および電気機械器具の製造および販売
（３）　各種光学機械器具の製造および販売
（４）　各種情報機器の製造および販売
（５）　コンピュータおよび通信機器ソフトウェアの作成および販売
（６）　捺染装置により印刷加工された衣料雑貨品の製造および販売
（７）　ゴルフ場の経営
（８）　スポーツレクリエーション施設の経営・管理
（９）　発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給および販売
(10)　宇宙産業機器の開発、製造、販売および保守
(11)　各種医療用機械器具の開発、製造、販売および保守
(12)　農業の経営、農産物の生産、管理、加工および販売
(13)　上記各号に関連する一切の業務

（本　店）
第３条　当会社は、本店を埼玉県秩父市に置く。

（機　関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査役
（３）　監査役会
（４）　会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

② 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。ただし、請求時に当会社が売り渡すこととなる数の自己株式を保有していない場合は、この限りではない。

（単元未満株式についての権利）
第８条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）前条第２項に規定する単元未満株式の売り渡しを請求する権利

（株式取扱規程）
第９条 当会社の株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）
第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

## 第３章 株主総会

（招 集）
第11条 定時株主総会は、毎年３月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに招集する。

（招集者および議長）
第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。
② 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、その議長となる。

（定時株主総会の基準日）
第13条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

（株主総会参考書類等のみなし提供）
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき情報を、法令の定めるところに従い、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる場合には、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）
第15条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②　会社法第309条第２項による決議については、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第16条　株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、当会社の議決権を有する株主１名に限る。

## 第４章　　取締役および取締役会

（員　数）
第17条　当会社の取締役は、18名以内とする。

（選任方法）
第18条　取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。
②　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（任　期）
第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第20条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
②　取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会）
第21条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
②　取締役会は、すべての取締役で組織し、法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。
③　監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

（招集者および議長）
第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。
②　取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、その議長となる。

（取締役会の決議の省略）
第23条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）
第24条　取締役会の招集手続、決議方法等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）
第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第26条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第５章　　監査役および監査役会

（員　数）
第27条　当会社の監査役は、4名以内とする。

（選任方法）
第28条　監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。

（任　期）
第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）
第30条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会）
第31条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。
②　監査役会は、すべての監査役で組織し、法律で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲において監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

（監査役会規則）
第32条　監査役会の招集手続、決議方法等については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（報酬等）
第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第34条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第６章　　計　　算

（事業年度）
第35条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第36条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第37条　当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当をする。
②　当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当をすることができる。
③　当会社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。